

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujiyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年1月4日まで縦覧に供する。

平成21年11月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年10月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人小豆島障がい児・者福祉ネットワークびいんず

中島 正男

小豆郡土庄町甲2142番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、小豆郡内の障がい児・者の地域福祉の向上のために、保護者や各関係機関と連携して、支援・啓発・啓蒙に関する事業を行うとともに地域社会に根ざした障がい児・者のQOLの向上に寄与することを目的とする。